

申告に必要な「本人確認書類」



☆マイナンバーカード（個人番号カード）を持っている人は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- 自宅などからe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

☆マイナンバーカードを持っていない人は

番号確認書類

<本人のマイナンバーを確認できる書類>

- 通知カード
- 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限る）などのうちいずれか1つ



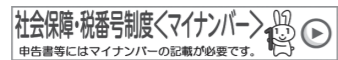
身元確認書類

<記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類>

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

国税に関するマイナンバー
制度の最新情報

国税庁ホームページトップページ下段



をクリック

■国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>



市税の口座振替をご利用ください

市税の納付には、便利で確実な口座振替（自動払込）制度をご利用ください。

納期ごとに金融機関などへ出向かなくても、自動的に預貯金から納税できます。忙しい人、留守がちの人には特に便利です。

手続きは、税務課、各支所・出張所、市内の金融機関の窓口で随時受け付けています。口座番号を確認できるものと通帳印を持参し、窓口へ備え付けの口座振替依頼書を提出してください。

☎税務課 0869-22-1114

e-Taxならこんなにいいこと

- 国税庁ホームページから電子申告
- 添付書類の提出を省略
- 還付がスピーディー



詳しくは、e-Tax ホーム
ページをご覧ください。
www.e-tax.nta.go.jp



廃車などの手続きは3月末までにしましょう



軽自動車税（種別割）は、4月1日の所有者（使用者）に課税されます。廃棄、譲渡などをして現在所有していない車両は、下表により3月末までに廃車または名義変更の手続きをしてください。

☎税務課 0869-22-1114

車種	手続き場所・問い合わせ先	手続きに必要なもの
三輪四輪の軽自動車	(一社) 全国軽自動車協会連合会岡山事務所 岡山市北区久米177-3 ☎050-3816-3084	印鑑、検査証、住民票、ナンバープレート（廃車時）など ※手続き内容により必要なものが異なりますので、事前に問い合わせ先へ確認することをお勧めします。
軽二輪（125ccを超え250ccまで）	中国運輸局岡山運輸支局 岡山市北区富吉5301-5 ☎050-5540-2072	
二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）		
原動機付自転車（125cc以下の二輪車）、小型特殊自動車（農耕用・その他）	■手続き場所 市民課、牛窓支所、長船支所、裳掛出張所 ■問い合わせ先 税務課 ☎0869-22-1114	・名義変更（市内同士の場合） 印鑑、譲渡証明書または名義変更届、標識交付証明書 ・廃車 印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書

申告や税などに関する 情報あれこれ



確定申告Q&A

市民の皆さんから寄せられることが多い確定申告に関する質問とそれについての回答を紹介いたします。

質問 医療費控除の申告は？

令和元年中に支払った医療費が10万円以下でしたが、医療費控除は受けられますか。

【答え】 所得金額によって受けられる場合があります

医療費控除額は支払った医療費の領収書の総額が、10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額を超える額が対象となります。

なお、申告した医療費控除は支払った医療費が還付されるのではなく、所得控除となります。そのため、所得税が源泉徴収されていない場合、還付される金額はありません。市県民税が課税される場合には、市県民税の税額が減額になる場合があります。

など疾病の治療以外にかかった費用は対象になりません。また、高額療養費や保険金などで補てんされた金額は差し引いてください。

質問 障害者手帳での控除は？

障害者手帳を持っていますか。控除の対象になりますか。また、扶養親族が障害者である場合には、障害者控除が受けられますか。

【答え】 どちらも対象になります

障害者控除の対象になります。年末調整の際に勤務先へ申請していなかった人、また年金受給者などで障害者控除を受けていない人は、申告の際に手帳をお持ちください。

国税務課

☎0869-22-1114

国民健康保険税などの申告

国民健康保険に加入している世帯や、後期高齢者医療保険被保険者（75歳以上の人）または介護保険第1号被保険者（65歳以上の人）がいる世帯の人は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料算定のため、所得の有無にかかわらず申告してください。

国民健康保険税は、所得が一定水準に満たない場合は軽減措置が受けられますが、未申告の人がいた場合には所得が把握できないため、軽減が受けられないことがありますのでご注意ください。

「一時所得」「雑所得」の申告

令和元年中に満期や解約のあった生命保険や損害保険などは、「一時所得」に該当しますので、場合によっては申告が必要です。

国税務課

☎0869-22-1114

また、公的年金などのほかに、個人で掛けている郵便局や農協、生命保険会社などの年金は、「雑所得」として申告が必要です。郵便局や農協、生命保険会社などから「年金支払のお知らせ」が届いていないか、ご確認ください。

国税務課

☎0869-22-1114

要介護認定を受けている人の 障害者控除

要介護認定を受けている人は、その認定状況により、所得税・市県民税の障害者控除を受けられる場合があります。該当する場合は、申請をしてください。

▽認定基準日

令和元年12月31日

▽申請方法

障害者控除対象者認定書交付申請書はいきいき長寿課、市民課、牛窓支所、裳掛出張所にあります（市ホームページからもダウンロード可能）。申請書に必要事項を記入、押印の上、提出してください。

※障害者控除対象者認定書の交付には約10日かかります。

※令和元年12月31日の時点で障害者手帳を持っている人は、手帳により障害者控除を受けることができます。

いきいき長寿課、市民課、牛窓支所、裳掛出張所

いきいき長寿課

☎0869-26-5948

HP <http://www.city.setouchi.lg.jp/>